

各階層が希望を持てる人事が 国税庁の重要な職務だ

公正で明朗な人事の確立を

全国税 今年国公労連は20,000円以上の賃上げ要求を決定した。安倍首相が、企業に賃上げを要請する時勢だ。地域の活性化のためにも公務員の給与を引き上げるべきだ。関係機関に働きかけよ。

「定年退職までには誰でも6級」を

全国税 40年も勤務して上席のままで約3分の1が退職せざるを得ない状況を作っている。上席6級格付けと級別定数の確保と6級ポストの増設を関係機関に働きかけ中高年処遇の改善を行うこと。

当局 中高年層職員の永年にわたる労苦については十分に認識しており、職員全体の処遇改善に努めているが、査定当局は厳しい姿勢を示している。今後とも税務の特殊性・困難性を訴えて「上席6級格付け」を含めた、職場全体の処遇改善を訴えていきたい。

全国税 国税専門官採用者は50歳を過ぎるとほとんどの人が6級ポストに発令されていない。改善すること。

当局 ポストの登用に当たっては、期別・年齢に捉われることなく適正に実施している。一定年齢に達したから昇任ということとは考えていない。

全国税 残された50歳代後半の職員は、若手職員の指導など重要な役割をもたされる一方で処遇されないのでは仕事に対する志気は下がる一方だ。「定年までに誰でも6級」を実現してもらいたい。

差別をなくし、女性の登用促進を図ること

全国税 女性職員の処遇を改善、とりわけ焦点は6級ポスト登用である。登用計画に6級の数値目標を入れること。

当局 当庁としては、人事院から求められた5級、7級の数値目標を設定し、それに基づいて6級以上の登用拡大を進めていくこととしている。

また、昨年財務省として「女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定したところであり女性の登用に当たって、今後とも積極的に進めたい。

全国税 具体的にどう進めていくのか。

当局 現在検討中である。

行(二)職員の処遇改善を

全国税 行(二)職員に対する一方的・画一的な超勤命令の縮小をただちに直すこと。

当局 基本にのっとり、個々の勤務実態に基づいて適正に支給している。

全国税 処遇を改善するために、部下数制限を撤廃するよう関係機関に働きかけるとともに、昇格について個別協議で改善を図ること。

当局 一人でも多くの職員が昇格できるよう努力していきたい。

部下数制限については、人事院規則に定めら

非常勤職員の雇い止めをやめ 仕事に見合った賃上げを

全国税 非常勤職員について、安心して働けるよう、一方的な「雇い止め」はしないこと。

当局 非常勤職員の採用にあたっては「平等取り扱いの原則」、「成績主義の原則」に則り、公募により、能力の実証については、試験はせず面接・経歴で判断している。

また、再採用を当然に予定するような誤解を与えないよう適切に対応するよう指示している。

全国税 10年以上も勤めている中で、経験の浅い職員に仕事を教えている人もいる。経験を十分加味して、一方的な雇い止めは止めてほしい。

当局 (繰り返し)

全国税 採用の問題にす

れたものであるので、当庁限りではない。

再任用職員に

単身赴任はさせるな

全国税 単身赴任手当が新設されたが、「再任用で単身赴任はしたくない」が職員の声であり、再任用者に単身赴任をさせないこと。

当局 「真にやむを得ない」かを判断し、最小限にしたい。税務署が点在する地方においては、職員の居住地との兼ね合いで、単身赴任をお願いすることもあり得る。

に引き上げること。

窓口に立つて納税者の対応もしている。税務職の俸給表を適用すべきではないか。

当局 人事院の見解では、税務職は賦課・徴収に限ることになっている。補助的業務なので税務職とはならない。窓口

に求めるのであれば、給与面でも引き上げて欲しい。

全国税 制度の変更について制度官庁に働きかけ

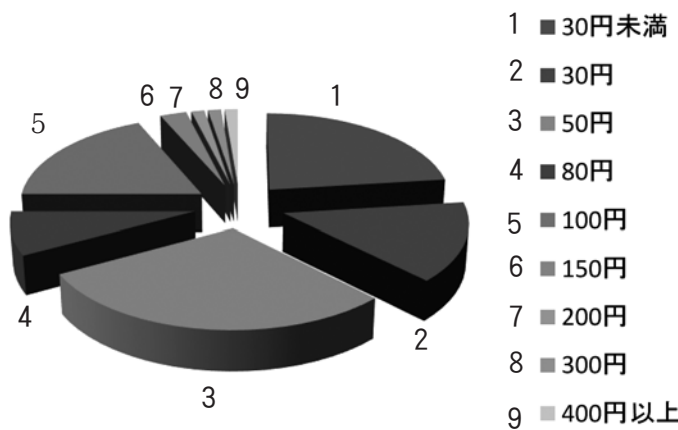
当局 考えていない。我々が任期について言うことではない。

全国税 やめられたら困る。また一から指導しなければならぬ。このことを念頭にに入れてほしい。

当局 法令に基づいている。取り扱いを変更できないことはご理解を。

全国税 時給単価を大幅

非常勤アンケート「時給引上げ要求額」



業務だけで税務職適用は考えていない。

全国税 補助業務がどんな広がっている。現場では納税証明書の発行や、交換手業務までやっている。

今以上を求めるのであれば、給与面でも引き上げて欲しい。

【愛知東支部・岐阜支部 合同教宣部】
職場の声

A 「公的年金等に係る確定申告」についてのお知らせの案内が送付されました。なんで今頃送付なの……。

B なにそれ、職員に周知してくれよなあ。納税者から電話が掛かって来たとき困るじゃないかい。

C 「文書管理システム」は作業が難航しております。前システムよりもワンクリック、ツークリックと余分な作業が増し作動に不安を覚えながら……システム画面にセンスが感じられないと思うつつ作業を進めてきました

が、署内決裁が済んでも報告ができず、イライラしながら画面とにらめっこ状態です。

D 庁の時報によると、「平成26年分の確定申告においては、職員の負担軽減の観点から、作成コーナー用パソコンの一括起動が可能となるシステムの導入を検討している」とのことでした。もし導入されれば、軽減になるね。

E 「出産・育児に関する支援制度表」がメールで送られてきました。出産予定日を入力すると、育児休暇期間、育児時間、育児短時間勤務期限などが解かり、なかなか便利。

【近畿・北大阪支部】
署長訓示

最近、署長自ら各系統を回って年始挨拶する署が増えているようだ。署長の個性あるいは上意下達からのイメージチェン

実質的確定申告期に 突入

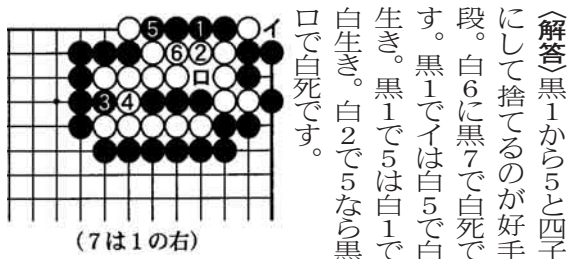
ルで送られてきました。出産予定日を入力すると、育児休暇期間、育児時間、育児短時間勤務期限などが解かり、なかなか便利。

【名古屋中村分会】
1月の給与明細に同封された「定期昇給明細」について上席の高位号俸者は全く昇給なし。備考欄に、「人事院規則9・8・37条10項により昇給しません」と明記されている。

元々上席高位号俸者は、昇給額の刻み自体が少ないから、たとえ昇給したとしても大した金額でないことはわかっていてのもの、それでも「昇給しません」の表現には腹が立つ。印刷された文字が無慈悲に見える。



詰 碁



税務署版サラメシ

研修で茨木署に行った日、署の食堂で昼食を食べた。付近に飲食店が少ないせいか盛況で、メニューも充実している。職員同士の会話も賑やかで、何よりみんなの顔色がいいの

が印象的だ。我が職場からは食堂は減る一方だが、心身の健康のためにはやはりこういう環境は必要だと実感した。